

【答申の概要】（諮問第247号）弁護士選任通知簿の非開示決定に対する審査請求

件名	弁護士選任通知簿の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	特定事件について、特定警察署において作成された、審査請求人に係る特定年月日の弁護士選任通知簿
非開示理由	条例第7条第2号（個人に関する情報）
実施機関	静岡県警察本部長
諮問期日	令和4年12月12日
主な論点	対象となる公文書の存否を答えることが非開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否による非開示決定を行ったことは妥当であるか。

審査会の結論

静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定事件について、特定警察署において作成された、審査請求人に係る特定年月日の弁護士選任通知簿である。

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにせず、本件開示請求を拒否する処分を行ったと説明する。

そこで、本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

(2) 本件対象公文書の存否応答拒否について

ア 本件対象公文書の存否を答えることにより明らかとなる情報

本件対象公文書は、犯罪捜査規範第132条により作成されるものである。同条によると、逮捕された被疑者が弁護士選任の申出をした場合に、弁護士等にその旨を通知したときは、事件名や被疑者氏名、通知日時等を通知簿に記載するとされているため、本件対象公文書は、特定の個人が特定の事件の被疑者となったこと、被疑者として逮捕されたこと、逮捕された後、弁護士選任の申出を行ったこと及び弁護士にその旨を通知したことが前提となり、作成された文書といえる。

よって、本件開示請求に対して、本件対象公文書の存否を答えた場合、特定の個人が特定の事件の被疑者となったかどうか、被疑者として逮捕されたかどうか、逮捕された後、弁護士選任の申出を行ったかどうか及び弁護士にその旨を通知したかどうかという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

イ 本件存否情報の条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文前段においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを非開示情報としている。

本件開示請求は、審査請求人が、自己に係る弁護士選任通知簿の開示を求めているため、特定の個人を識別することが可能となる情報の開示を求めていることとなる。

そうすると、本件存否情報は、これを明らかにすると特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号本文前段の非開示情報に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、本件対象公文書は審査請求人自身の情報であるから、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第11条第2項第1号の規定により、本人に対して提供することは認められるため、条例第7条第2号ただし書アに該当する旨を主張する。

しかしながら、自己の情報の開示を求める保有個人情報開示請求制度と異なり、条例が定める公文書開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかんを問わず開示請求を認めるものであり、開示請求者の属性や請求理由等といった個別の事情により開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

念のため、条例第7条第2号ただし書アの該当性を検討しても、静岡県個人情報保護条例の規定は、本人に提供するときは本来の利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供できる旨を定めたものであって、当該情報を広く公にする趣旨とは言えない。また、実施機関によると、弁護士選任通知簿は、実施機関において保管するためだけに作成しているものであり、実際にこれまで実施機関外に対して提供した例はないとのことである。そうすると、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書アには該当しない。

また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

別記1 開示請求の内容（本件対象公文書）

特定事件について、特定警察署において作成された、審査請求人に係る特定年月日の弁護士選任通知簿